

山梨県松くい虫等被害総合対策事業費補助金交付要綱

平成27年3月31日森整第1913号

一部改正 平成27年8月 4日森整第 751号

一部改正 平成30年4月 1日森整第2161号

一部改正 令和7年3月31日森整第2083号

(趣 旨)

第1条 知事は、森林の保全を図るため、森林病虫害等の早期駆除及びまん延防止の事業（以下「松くい虫等被害総合対策事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

なお、松くい虫等被害総合対策事業のうち、山梨県造林事業補助金交付要綱（昭和62年9月9日付森整第8-54号）に基づく事業は、その要綱によるものとする。

(補助事業の種類、対象者、経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる事業の種類、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、松くい虫等被害対策総合対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業者は、別に定める山梨県松くい虫等被害総合対策事業実施要領に従って当該事業を実施しなければならない。
- 二 補助事業の内容について、補助金の額の増減又は事業の種類ごとの事業費を変更するときは、松くい虫等被害総合対策事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により、知事の承認を受けるものとする。ただし、別表1及び別表2に定める重要な変更の欄に掲げる内容以外の変更であり、かつ、事業目的達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定された補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- 三 補助事業者は、予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 補助事業者は、この事業に係る書類、帳簿等を整備し、事業終了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(交付時期等)

第5条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、一部の金額を概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

一 事業施行地の位置図

二 事業の単位が面積を基準とする事業については、求積関係図

三 委託契約書、検査調書の写し

四 前条第1項ただし書の規定により補助金の概算払いを受けた場合にあっては、精算の事実についての計算を明らかにした書類

五 前各号のほか、林務環境事務所長が必要と認める書類

2 前項に規定にかかわらず、補助事業で別表1に掲げる枯損木除去以外の事業、別表2に掲げる事業については、知事は、補助事業者に対し、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い期日までに、同項に定める書類を提出させなければならない。

なお、松くい虫等被害総合対策事業のうち、山梨県造林事業補助金交付要綱(昭和62年9月9日付森整第8-54号)に基づく事業は、その要綱によるものとする。

(支払時期)

第7条 知事は、前条第2項の規定により書類を受領したときは、速やかに内容を審査し、支払完了が国への補助申請の要件であることにかんがみ、補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日までに補助金を交付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

附 則

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

2 山梨県松くい虫被害対策事業補助金交付要綱(平成9年5月1日 森整第5-47号)、山梨県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年7月16日 森整7-22号)、昇仙峡松くい虫対策事業補助金交付要綱(昭和61年1月7日林指第1-5

号) 及び松くい虫等防除活動支援事業補助金交付要綱(平成9年12月12日森整第12-28号)は廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成27年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別 表 1 (対象病虫害名 松くい虫)

事業の種類			補助対象者	補助対象経費	補助率	重要な変更	
区分		内 容					規模
予 防	地上散布	地上、又は無人ヘリコプターから行う薬剤散布（年2回散布）	1市町村概ね1ha以上	市町村及び松林の所有者等であって知事が適当と認めた者	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
	樹幹注入	樹幹注入剤を使用する予防	1区域5ha以上又は知事が認めた規模	同 上	薬剤費、施工費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4 又は※8.5/10	
駆 除	特別伐倒駆除	松くい虫被害を受けた松の伐倒及び破砕若しくは焼却	1市町村駆除材積の合計が1㎡以上	同 上	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破砕費及び事務雑費並びに樹木の伐倒、破砕、焼却（必要な搬出、運搬を含む）の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	事業費の20%を超える増減、又は事業量の20%を超える減少
	伐倒くん蒸	松くい虫被害を受けた松の伐倒及びくん蒸		同 上	薬剤費、くん蒸費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
	伐倒薬剤処理	松くい虫被害を受けた松の伐倒及び薬剤散布		同 上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
	天敵利用処理	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及びボーベリア菌による駆除		同 上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費並びに伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	
枯 損 木 除 去	枯損木除去	過年度の松くい虫被害によって枯死した松の伐倒除去		市 町 村	除去費及び事業雑費について、知事が別に定める標準額、又は実行経費のいずれか低い額	3/4	

※8.5/10の補助率の適用は、昇仙峡松くい虫対策事業実施要領に基づく事業に限る

※この表に定める事業について、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号。以下「国要綱」という。）に基づき農林水産大臣から補助金の交付を受ける場合（昇仙峡松くい虫対策事業実施要領に基づく事業による場合を除く。）に限り、その端数金額を切り上げるものとする。

別 表 2 (その他病害虫関係)

病害虫名	区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	重要な変更
松毛虫、まつばの たまばえ、すぎた まばえ、まいまい が、すぎはだに	駆除	市町村、森林組合及 び森林所有者等で あって知事が適当と 認めた者	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事 が認めた額	3 / 4	事業費の20%を超 える増減、又は事 業量の20%を超え る減少
のねずみ	駆除	同上	同上	1 / 2	事業費の20%を超 える増減、又は事 業量の20%を超え る減少
からまつ先枯病菌	伐倒駆除	同上	伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費について、知 事が認めた額	2 / 2	事業費の20%を超 える増減、又は事 業量の20%を超え る減少
	薬剤駆除	同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事 が認めた額		
カシナガキクイム シ	駆除	同上	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費について、知事 が認めた額	3 / 4	事業費の20%を超 える増減、又は事 業量の20%を超え る減少

※この表に定める事業について、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、国要綱に基づき農林水産大臣から補助金の交付を受ける場合に限り、その端数金額を切り上げるものとする。